飛騨−3

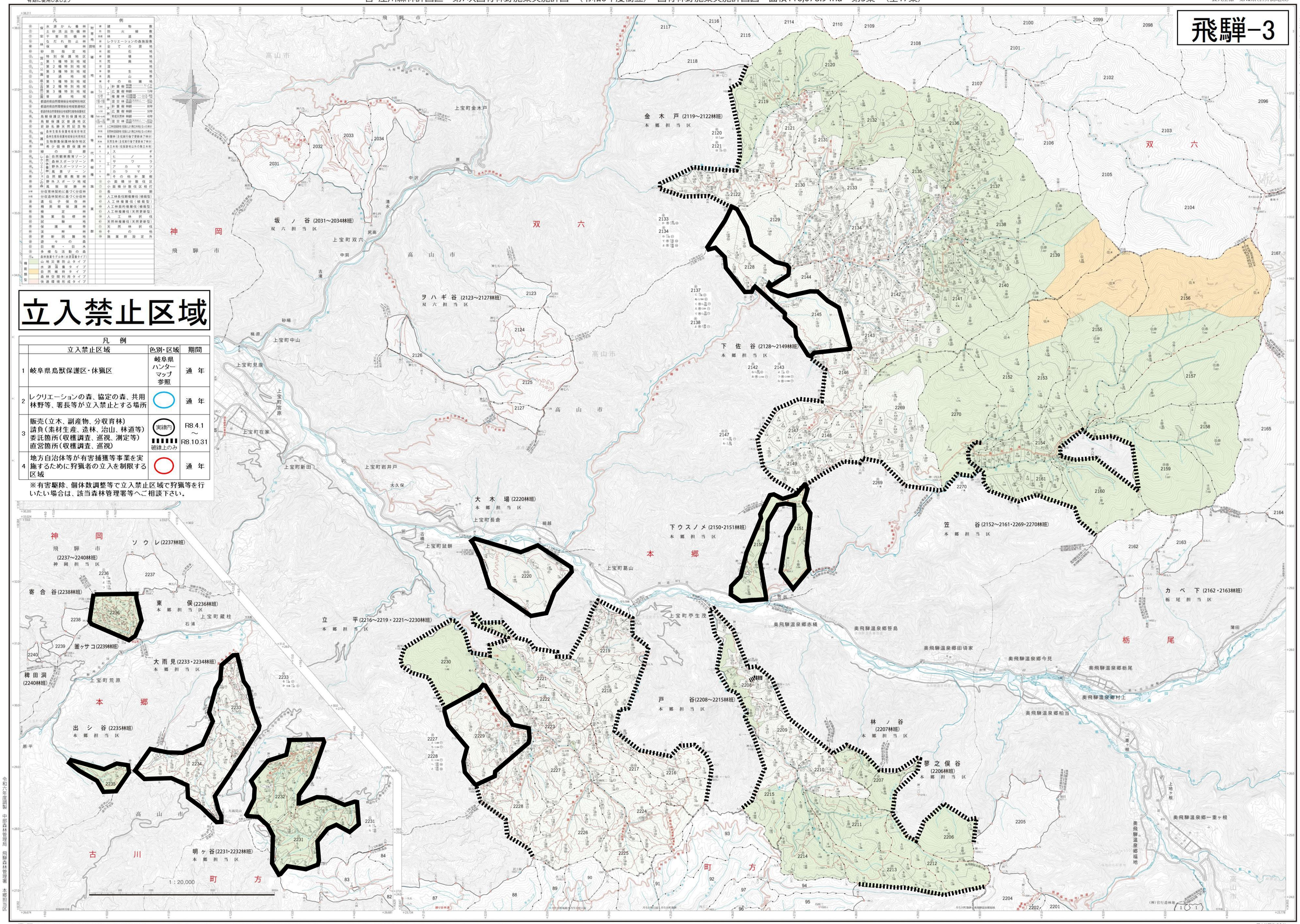

立入禁止区域

凡　例

	立入禁止区域	色別・区域	期間
1	岐阜県鳥獣保護区・休猟区	岐阜県ハンターマップ参照	通　年
2	レクリエーションの森、協定の森、共用林野等、署長等が立入禁止とする場所		通　年
3	販売（立木、副産物、分収育林） 請負（素材生産、造林、治山、林道等） 委託箇所（収穫調査、巡視、測定等） 直営箇所（収穫調査、巡視）	実線内 破線上のみ	R8.4.1 ～ R8.10.31
4	地方自治体等が有害捕獲等事業を実施するために狩猟者の立入を制限する区域		通　年

※有害駆除、個体数調整等で立入禁止区域で狩猟等を行いたい場合は、該当森林管理署等へご相談下さい。

令和六年度調製　中部森林管理局　飛騨森林管理署　本郷担当区

（飛　騨）2119～2122・2128～2161・2206～2236・2269・2270　所在地　岐阜県　高山市

本図は空中写真図化による5.000分の1基本図を補図調製したものである。
「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R6JHs 613」「背景図は電子地形図25000を拡大して使用しているので、位置精度は最図に準じます」

国土地図株式会社